



## 2017年度交換留学派遣学生募集要項（1月～3月派遣）

福島大学と各学生交流協定締結校との学生交流に関する細則に基づき、毎年本学学生（大学院生を含む）を各学生交流協定締結校に派遣します。留学を希望する学生は以下により応募してください。

### 出願資格

出願資格は、派遣留学申し込み時において、以下の基準を満たすものとします。

- (1) 海外派遣留学募集時点及び次年度4月において、本学の学生であること
- (2) 派遣先大学での単位取得または専門の研究をする目的が明確な者
- (3) 語学条件が設定されている協定校について、別表1に定める語学要件を満たしている者
- (4) 留学期間終了後、本学での卒業・修了できる者

※ 非正規生である者は対象外とします。

※ 成績不良により最低修業年限を経過している者は対象外とします。

※ 外国人留学生のうち国費留学生、奨学金を受給しているまたは受給を予定している者は対象外とします。

※ (4)の語学条件を出願時に満たしていない場合も申請を受け付けます。但し、面接時まで用件を満たさない場合は、選考対象外とします。

※ 申請時において複数校への併願を認めますが、面接を受けることのできる協定校は1校とし、協定校は、出願状況を加味し、国際交流センターにて選定いたします。

### 出願方法

希望者は、次の書類を下記出願先まで提出してください。

（書類様式は国際交流センター事務室で受け取るか、国際交流センターHPよりダウンロードしてください。） HP: <http://kokusai.adb.fukushima-u.ac.jp/>

- (1) 派遣留学申請書(様式1)
- (2) 留学希望理由書(様式2)
- (3) 派遣留学制度応募に関する承諾書(様式3)
- (4) 成績証明書
- (5) 指導教員の推薦状(様式4)

### 選抜方法

派遣学生の選考は、書類選考及び面接にて行います。

（書類選考）

成績評価係数に基づき選考を行い、面接者を決定いたします。

（面接選考）

以下の面接評価ポイントに基づき面接を行います。

	評価ポイント	詳細		点数 (50点満点)
1	留学の目的・理由・意欲、 協定校に対する知識	語学学習だけでなく、留学をする理由等が明確であるか。事前に協定校について調べているか		10点満点
2	学習計画・留学後の進路	派遣協定校における学習計画 卒業・修了後の進路、目標等が明確であるか		5点満点
3	ビザ取得・危機管理能力	ビザ取得に関する知識、海外での犯罪に対する危機管理意識について十分検討しているか		5点満点
4	言語能力	過去の語学学習状況及び留学後の語学学習計画をヒアリングにて把握		10点満点
5	語学資格	10点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TOEFL-ITP 500点以上</li> <li>・TOEFL-iBT 61以上</li> <li>・IELTS 5以上</li> <li>・英語以外の語学検定試験の場合、下から2番目以上のレベル</li> </ul>	10点満点
		5点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・TOEFL-ITP 470～499</li> <li>・TOEFL-iBT 52～60</li> <li>・IELTS 4.5</li> <li>・TOEIC500点以上</li> <li>・英語以外の語学検定試験の場合、最下位レベル</li> </ul>	
		0点	・上記以外	
6	本学の国際交流活動への 貢献度	10点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流活動への参加経験が2回以上の者</li> <li>・国際交流活動への参加経験が1回あり、かつ過去にチューター又は留学生サポーターの経験がある者</li> </ul>	10点満点
		5点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流活動への参加経験が1回の者</li> <li>・過去にチューター又は留学生サポーターを経験した者</li> </ul>	
		0点	・上記以外	

※総得点が同順位の場合は、書類選考時の成績評価係数の高い者を派遣者とします。

※面接試験の順位は、奨学金等の選考にも用います。

※派遣留学決定後、対象者が、「渡航先のビザの取得不可」、「素行・生活状況等に問題のある場合」等の場合は、推薦を取り消すことがあります。

## 出願期限・出願先

平成29年 7月7日（金）国際交流センター

平成29年 7月13(木)～7月25日(火) 面接選考(予定)

## その他

- ・ 留学派遣大学で修得した単位について  
修得した単位の認定は、当該学生からの申請がある場合に限り、各学類教務委員(大学院生は対応する委員会)の審査を経て学類長(研究科長)により行われます。
- ・ 授業料等について  
学術交流協定締結校の検定料、入学料及び授業料は、交流協定に基づき免除されます。ただし、留学する年度の福島大学への授業料は納入しなければなりません。その他、渡航費、生活費など留学にかかる費用は自己負担ですが渡航費に関しては福島大学学術振興基金で一部補助される予定です。韓国外国語大学校については、宿舍費は大学間交流協定に基づき免除されます。
- ・ 海外保険への加入について  
派遣学生に選考された場合、必ず渡航予定日の1ヵ月前までに海外留学保険に加入し、加入の証明をセンターに提出してください。